

2023 年 3 月 17 日(金曜日)

産業医マニュアルを

公表しました！

令和5年4月より、常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対し産業医の選任が義務付けられます。当該船舶所有者において、当該産業医のサポートを受けながら、健康検査結果に基づく健康管理、過重労働対策およびメンタルヘルス対策をはじめとする船員に対する健康管理に関する取り組みを実施していただくことになります。

今般、産業医による船員に対する産業保健活動が適切に実施されるよう、船員向け産業医制度の概要や産業医の選任手続き等をまとめた「船員向け産業医選任・活用マニュアル」を作成し、下記の通り、特設ウェブページにおいて公表しました。

○「船員向け産業医選任・活用マニュアル」掲載先特設ウェブページ

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html

〔ファクスだより〕